

# 個人情報保護と 防災・防犯に 強いまちづくり

2007年10月開催  
常磐地区懇談会資料

お題を  
もつと  
具体化すると...

**自治会が災害時などに  
使用する名簿を作成す  
ることについて、どう  
思いますか**

**「個人情報保護」**

**というキーワードと**

**の関連で考える**

**「個人情報保護」  
というキーワードと  
の関連で議論する**

**個人情報保護の**

**「過剰反応」**

**が問題化**

**自治会・町内会の  
「善意」の活動に  
支障**

**災害時の  
安否確認に  
手間取る**



**名簿がないので**

**連絡できない...**

**自治会・町内会に  
とって名簿作成の  
必要性が高くなる**

**個人情報保護**

**に配慮した**

**名簿作り**

**「個人情報」**

**って何よ？**

**（「個人情報保護法 第2条1項」による定義）**

**生存する個人に関する情報  
で、氏名・生年月日その他  
の記述により、特定の個人  
を識別できるもの**

**個人情報情報の**

**具体例**

- 年収・資産状況
- 身長・体重
- 交友関係
- 学校歴
- 病歴
- 信仰する宗教
- 支持政党

- 携帯電話の番号
- 性格判断/心理テスト
- などなど

**他人に  
知られても  
構いませんか？**



**公開されても  
構いませんか？**

**自分の知らない  
ところで個人情報が  
収集・流用・流出  
している**

**個人情報って**

**本人のもの**

**じゃないの？**

**取扱いにルール  
を設ける必要性  
が出てきた**

# 個人情報保護法 の成立

**自治会・町内会は  
個人情報保護法が  
適用されるの？**

**キーワード：**

**個人情報取扱事業者**

**過去6ヶ月の内、いずれ  
かの日に限った個人情報  
が5000人分を越える者**



**5,000件を超える**

**個人データを保有していない**

**自治会・町内会は**

**対象外**

**義務規定の適用がなく  
ても、法律の趣旨を踏  
まえた適切な取扱いが  
求められる**

**「個人情報」を  
いい加減に  
取り扱おうと**

**民法上の不法行為責任  
や刑法上の名誉毀損罪  
に問われる場合がある**

# 個人情報保護法

## の趣旨

**個人情報**は、**個人の人格**  
**尊重の理念**の下に**慎重に**  
**取り扱われるべきこと**に  
**かんがみ、（続く）**

**その適正な取扱い  
が図られなければ  
ならない**

**個人情報保護法だけが  
情報の共有を  
拒む要因なのか？**



# 個人情報保護に 関する世論調査

(平成18年9月 内閣府)

**質問：**

**防災・防犯のための**

**個人情報共有・活用を**

**どのように考えますか？**

**防災， 防犯のためであれば，  
必要最小限の範囲で個人情報を  
共有・活用してもよい**

**59.5%**

**収集・共有が  
全否定されている  
わけではない**

# **組長さんへのアンケート**

**人権の取り組みに関するアンケート  
(NPO法人市民社会研究所・三重県)**

**協力：常盤地区連合自治会**

**2005年8月実施**

**質問：**

**防災・助け合いのための個人情報  
を，行政ではなく地域住民が調べ  
たり，住民が集めた情報を管理す  
ることについてどう思いますか？**

**行政が収集管理する方がよい**  
→ **30%**

**地域住民が管理する方がよい**  
→ **13.8%**

**住民管理が理想だが、  
信頼できない**  
→ **23.3%**

**信頼される  
自治会・町内会  
を目指そう**



**自治会・町内会で  
名簿を作るときに  
注意すること**

**会員の意向を尊重し  
納得できるルールを  
作りましょう**

**粘り腰の姿勢**

**で取り組む**

**話し合いやルール作り  
の際に注意すべき  
4ポイント（定石）**

1

5

目

**何に使うのか，  
明らかにしましょう**

**自分たちの団体では名簿を  
普段実際にどのような時に  
使用しているのか、  
利用事例と利用目的を整理**

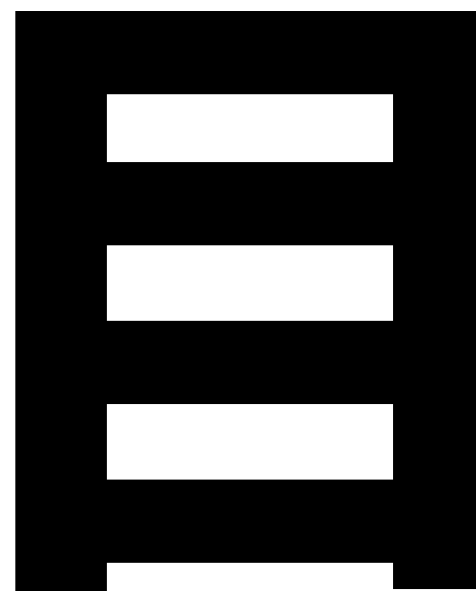
**掲載する情報は**

**必要最小限に**



2

5



# 取得時のルール を整理

**情報の利用目的や管理  
方法などについて説明  
し、趣旨を理解しても  
らい同意を得る**

3

5

田

# 利用方法の ルールを整理

4

5

目

# **管理方法の ルールを整理**

おわりに



**個人情報扱ひに  
対する考え方は  
時代とともに変化**

一人一人

知られたくない

個人情報とは異なる

**地域の特性に  
よって異なる**

**大切な個人情報  
を有効に活用するこ  
との意味を考える**

**誰にでもできる**

**人権尊重活動**

ありがとう

ございました